



福島医発第2091号(地)
平成21年 1月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

インフルエンザワクチンの安定供給について

インフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成20年8月28日付け福島医発第1194号(地)、また、インフルエンザワクチンの安定供給対策の状況と対策につきましては、平成20年11月4日付け福島医発第1629号(地)にてご連絡いたしておりますが、今般、インフルエンザワクチンの安定供給について厚生労働省より協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本件は、ワクチンの在庫状況からみて、全国的に十分流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できる旨示され、また、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン40万本の取扱いについて、各都道府県に対し下記のとおり示されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、特に、接種シーズン終了後、ワクチンを多量に返品した場合、状況によっては医療機関等の名称を公表することが検討されていることにご留意いただき、ワクチンの偏在等が発生しないよう会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 融通用ワクチン40万本(1mL換算)については、平成20年12月12日をもって製造業者等に対し、20万本を一般に供給するよう依頼することとし、その後のワクチン不足時の供給依頼に対しての対応、接種のスケジュールが遅い自治体への対応等のために、今後の融通用として、20万本のワクチンを保管することとしたこと。
- 2 なお、既にインフルエンザの流行期に入ったとされているところであり、早急にワクチンを必要とする医療機関からの注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐため、7月8日付け連名通知の記2「(4) 予約の解除について」及び10月10日付け連名通知の記3「予約の解除について」について、関係者に再度理解を求め、円滑な供給に努めること。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
予防接種担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

- 3 1による融通用ワクチンの一部が供給解除された後において、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合については、融通用ワクチン20万本の中から貴管内への供給の必要性を検討するので、厚生労働省医薬食品局血液対策課まで連絡すること。
- 4 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えた後返品することは、安定供給の妨げになるため、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討するものであること。



(地Ⅲ225)

平成20年12月18日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

インフルエンザワクチンの安定供給について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成20年8月19日付（地Ⅲ125）をもって、また、インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策につきましては、平成20年10月28日付（地Ⅲ184）をもって貴会宛にお送り申し上げます。

また、インフルエンザワクチンの在庫状況につきましては、貴会宛に毎週お送り申し上げているところであります。

今般、ワクチンの在庫状況からみて、ワクチンは全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できることから、別添のとおり、インフルエンザワクチンの安定供給について、厚生労働省医薬食品局血液対策課長より、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知が出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン40万本の取扱い（20万本を一般に供給）について示したものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。



平成 20 年 12 月 12 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
新村 和哉

インフルエンザワクチンの安定供給について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成 20 年 7 月 8 日付け健感発第 0708002 号、薬食血発第 0708004 号厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7 月 8 日付け連名通知」という。）及び平成 20 年 10 月 10 日付け薬食血発第 1010004 号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知（以下「10 月 10 日付け通知」という。）により、お願いしたところです。

また、ワクチンの在庫状況一覧を毎週送付しているところですが、当該在庫状況からみて、ワクチンは全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できます。

つきましては、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しましたので、貴会におかれましてもよろしく御高配のほどお願い申し上げます。



薬食血発第 1212001 号
平成 20 年 12 月 12 日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 20 年 7 月 8 日付け医政経発第 0708001 号、健感発第 0708001 号、薬食血発第 0708001 号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7 月 8 日付け連名通知」という。）及び平成 20 年 10 月 10 日付け医政経発第 1010001 号、薬食血発第 1010001 号厚生労働省医政局経済課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「10 月 10 日付け連名通知」という。）により、周知したところである。

また、ワクチンの在庫状況一覧を毎週送付しているところであるが、当該在庫状況からみて、ワクチンは全国的に十分に流通しており、偏在等が発生しなければ不足する状況は考えにくいことが確認できる。

については、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管している不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて下記のとおりとするので、貴管下関係者に対してご指導方よろしく願いいたい。

記

- 1 融通用ワクチン 40 万本(1mL 換算)については、平成 20 年 12 月 12 日をもって製造業者等に対し、20 万本を一般に供給するよう依頼することとし、その後のワクチン不足時の供給依頼に対しての対応、接種のスケジュールが遅い自治体への対応等のために、今後の融通用として、20 万本のワクチンを保管することとしたこと。

- 2 なお、既にインフルエンザの流行期に入っているとされているところであり、早急にワクチンを必要とする医療機関からの注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐため、7月8日付け連名通知の記2「(4) 予約の解除について」及び10月10日付け連名通知の記3「予約の解除について」について、関係者に再度理解を求め、円滑な供給に努めること。
- 3 1による融通用ワクチンの一部が供給解除された後において、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合については、融通用ワクチン20万本の中から貴管内への供給の必要性を検討するので、厚生労働省医薬食品局血液対策課まで連絡すること。
- 4 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えた後返品することは、安定供給の妨げになるため、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討するものであること。